

第5編 相続

第1章 総則

◆第882条

(相続開始の原因)

第882条 相続は、死亡によって開始する。

【条文の概要】

人は死亡によって財産の帰属主体としての地位を喪失する。遺言で財産の処分が行われる場合は別として、死者の財産に属した一切の権利義務は、一身専属権を除いて、一定範囲の親族に承継される（896条）。このような財産の承継方法を当然包括承継という。そして、死者を被相続人、権利義務を承継する一定範囲の親族を相続人という（887、889、890条）。将来、相続が開始した場合に相続人となるべき者を推定相続人という（892条）。

相続は、死亡によって開始する。昭和22年法律222号改正前民法（以下、「旧法」という）は戸主の隠居などを家督相続の開始原因としていた（旧法964条）。同年の民法改正でいわゆる家制度が廃止され、相続は財産の承継に純化された。その際に起草された本条には、死亡以外の相続開始原因を否定する積極的意味がある。なお、遺言の効力の発生時期も遺言者の死亡の時である（985条1項）。

相続による当然包括承継は、無主の財産を生じさせないための制度である。したがって、相続は、相続人が被相続人の死亡を知らないとしても、開始する（915条1項）。

相続の開始の時期は、相続法上の法律関係の基準時となるのみならず、相続税法上の財産評価の基準時とされるなど、重要な意義を有する。

死亡の態様としては、自然死（心臓死）以外にも脳死（臓器の移植に関する法律6条）、失踪宣告による死亡擬制（31条）、遭難などを原因とする認定死亡（戸籍法89条）があり、これらの死亡によって相続が開始する。ところで、市町村長は、100歳以上の所在不明者についてその戸籍に死亡を記載できるとされるが（戸籍事務取扱準則22条）、この職権記載は戸籍実務上の便宜的措置にすぎないため、相続の開始原因とはならない。

***** 論 点 *****

1 相続開始前の推定相続人には、どのような権利があるか

◆第908条

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第908条 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。

- 2 共同相続人は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。
- 3 前項の契約は、5年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。
- 4 前条第2項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。
- 5 家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。

【条文の概要】

本条1項は、被相続人は、遺言で、①遺産分割方法を定めること、②分割方法の定めを第三者に委託すること、③相続開始時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁止すること、以上の3つのことができる旨を規定している。

そして、令和3年法律24号において、本条2項から4項までが付加された。2項は、共同相続人も5年以内の期間を定めて遺産の分割を禁止できるが、その期間の終期は相続開始の時から10年を超えないことという限定を設けている。3項は、2項の契約を更新できるが、やはり、相続瑕疵の時から10年を超えないことが必要である旨定める。そして、4項は、2項の場合、特別の事情があれば、家庭裁判所も5年以内の期間内で分割禁止ができることとし、5項は、家庭裁判所が5年の範囲内で禁止期間の更新ができるとし、4項及び5項のいずれの場合も、終期は、相続開始の時から10年を超えない範囲とされた。つまり、共同相続人も、家庭裁判所も、相続開始から10年以内の間であれば、分割禁止を定め、更新することができる旨を規定したということである。これも、従前は、遺産分割後に共同相続人の間で、当分の間、分割しないでおこうと合意することは自由であり、その当分の間にも制限はなかった。しかし、そうなると、遺産分割さ

れないまま放置され所有者不明土地が増えるとの認識から、共同相続人も家庭裁判所も、分割禁止をすることはできるが、最長で5年間であり、更新するとしても、相続開始から10年間で限度であると規定することで、相続開始後10年が経過しても未分割遺産が放置されることがないように規制をかけたのである。したがって、積極的な合意文書が作成されなくても、相続開始後10年以上放置された場合には、分割禁止の黙示の合意ないしその更新があるものと解釈し、その後の分割を禁止することはできないと解されることになると考えられる。これも所有者不明土地をなくすという公益的な観点から所有者の遺産共有物保持権限を制限しようとする規定であると解される。

…… 論 点 ……

- 1 「相続させる」旨の遺言は分割方法の指定か
- 2 どのような文言の場合、分割方法の指定と解されるか
- 3 特定の財産を特定の推定相続人に相続させる旨の遺言をした後、被相続人よりも先に当該推定相続人が死亡した場合、代襲相続人に対し、効力を有するか
- 4 遺産の分割方法を推定相続人の1人に委託することができるか

論点 1 「相続させる」旨の遺言は分割方法の指定か

公証人実務では、従来から、特定の財産を特定の相続人に「相続させる」旨の表現を用いてきており、不動産の場合には、その不動産はその特定人に帰属するものとして、単独で被相続人からの所有権移転登記を行うことが認められてきた。そして、その解釈をめぐって、これが遺贈ではないか、分割方法の指定なのか、その場合、遺産分割の対象になるのではないかなどが問題とされてきた。裁判例の多くは、「相続させる」旨の遺言を本条の分割方法の指定と解してきた（東京高判昭和45・3・30高裁民集23巻2号135頁〔27451646〕、福岡高宮崎支決昭和55・3・24家裁月報32巻8号67頁〔27452451〕、東京高判昭和60・8・27家裁月報38巻5号59頁〔27453089〕、札幌高決昭和61・3・17家裁月報38巻8号67頁〔27800447〕、東京地判昭和61・11・28判時1226号81頁〔27801742〕）。

そして、分割方法の指定であり、遺産共有状態にあるものの、単独名義で所有権移転登記がされた場合には、他の共同相続人は、共有持分権に基づく一部抹消登記（更正登記）を求めても、審判になれば、指定に従った分割がされることが明白だから、遺産分割がされていなくても、更正登記を求める実益はな